

中华人民共和国 贫困地区结核病防治计划基本设计调查 会谈纪要

日本政府根据中华人民共和国的申请,决定实施关于「中华人民共和国贫困地区结核病防治计划」(以下称计划)的基本设计调查,委托国际协力事业团实施。

国际协力事业团于 2000 年 11 月 12 日至 11 月 18 日向中华人民共和国派造以外务省经济协力局无偿资金协力课的德川浩一为团长的基本设计调查团(以下称调查团),在与中华人民共和国政府有关方面(以下称中国方面)协商的同时,进行了现场调查。

经协商和通过现场调查,双方确认了附属文件中记载的主要事项。本调查团将进行第2次现场调查,整理汇总基本设计调查报告书。

本纪要由正文和附属文件构成,中文、日文各 2 份,中日双方在达成一致的基础上签名,相关机构各持一份,具有同等的效力。

2000年11月16日 于北京

中华人民共和国 卫生部 国际合作司 司长 刘 培龙

到晚

日本国 国际协力事业团 基本设计调查团 团长 徳川 浩一

德川岩一

附属文件

1 计划的目的

中国政府为了在 2010 年治愈 400 万结核病患者,在全国推进直接督导(DOTS)的结核病对策。本无偿资金援助的目的是为了促进中国实施这一计划,对经济上困难的 8 省和 4 自治区新引进 DOTS 战略进行支援。

2 对象地区

本计划的对象地区是8个省、4个自治区(河南、云南、贵州、广西、山西、陜西、 青海、内蒙古、西藏、四川(附件1中的地区除外)、安徽、江西)。

3 负贵机构及实施机构

3-1 负责机构

中华人民共和国对外贸易经济合作部

3-2 实施机构

中华人民共和国卫生部

4 申请内容

通过与本调查团协商,中国方面最终申请的药品、材料、设备内容如附件 2 所示。

5 援助的基本方针

国际协力事业团(以下称 JICA)通过今后的现场调查及国内分析,验证此申请内容的妥当性,判断为适合于无偿资金援助时,建议日本政府批准。但是,有关本计划的计划药品、材料、设备的提供对象省、品目、数量,最后要经过在日本的分析作业及考虑日本政府的有关本计划的预算后再做决定。

6 日本无偿资金援助的制度

调查团就附件 3 所示的日本无偿资金援助的制度进行再次的说明,中国方面对此有了充分的理解。并且中国方面表明,本计划的无偿资金援助一旦实施,为了使援助顺利地进行,中方理解如附件 4 中所述并实施中国方面应采取的必要措施。

7 调查的预定

7-1 继续于2000年11月27日派邀第2批现场调查团,调查地方的实施体系和采购方法等。

7-2 JICA 编写基本设计调查报告书,于 2001 年 4 月左右交付中国方面。

2

Z

8 其他的协商事项

8-1 采购药品、材料、设备的使用

通过本计划的实施所采购的药品、材料、设备,在利用上中国方面同意以直接督导(DOTS)为基础进行使用。

8-2 实施体系

为了更有效利用实施本计划时采购的材料、设备和药品,中国方面同意尽早制订项目实施的体系,在确保必要的基础设施、人员、培训、检查、管理、监督指导、运行管理等费用的同时,尽最大的努力使病人不负担实施 DOTS 所发生的费用。

8-3 技术援助

为了在对象地区有效的实施及评价直接督导(DOTS)的结核病对策,中国方面指出了派遣结核病对策领域的日本专家和在日本接收进修人员的必要性。同时,中国方面对正式申请技术援助必须要通过驻华日本大使馆的外交途径表示了理解。

8-4 与其他机构的联合

确认了在本计划实施时,双方邀请 WHO 在技术方面参加。

8-5 提供资料

- ①中国方面在第2次现场调查团逗留期间,向调查团提供第一年受援县名单(包括人口、结核病的情况)。
- ②中国方面在 WHO 的技术协助下制作具体的实施计划,2 月上旬之前提交给 JICA 中国事务所(包括第1年度最终对象县名单)。
- ③中国方面汇总本计划实施时提供的药品、材料、设备的使用情况,提交给日本方面。

8-6 对中国国民的教育宣传

日本方面强烈要求,本计划是通过日本的无偿资金援助实施的,为了使中国地区居民对此有更加广泛的了解,在本计划采购的抗结核病药物等的包装上应标明日本援助的字样,并且由中方进行必要的教育宣传活动,中国方面表示同意。

8-7 增值税

日本方面向中国方面说明了本计划实施时,采购药品、材料、设备等会产生增值税以及为退税需要必要的手续。

附件1 四川省已有世行项目的地区

附件2 申请药品、材料、设备清单

附件3 日本无偿资金援助的制度

附件4 日中两国政府的主要分担事项

21

Z

如)有 多骨银行对象比区

,					
510104	锦江区	386648	510702	涪城区	443737
510105	青羊区	439337	510703	游仙区	462620
510106	金牛区	445020	510722	三台县	1433491
510107	武侯区	364686	510723	基学基	617828
510108	成华区	444635	510724	安县	480643
510112	龙泉驿区	378106	· 510725	梓潼县	383428
510113	青白江区	380687	510726	北川县	157521
510121	金堂县	813156	510727	平武县	183491
510122	双流县	860536	510781	江油市	829779
510123	温江县	264950	510802	广市中区	467962
510124	郭 县	420348	510811	元坝区	206671
510125	新都县	541003	510812	朝天区	194170
510126	彭州市	748823	510821	旺苍县	429941
510128	崇州市	628003	510822	青川县	213112
510129	大邑县	479998	510823	剑阁县	627182
510130	邛崃市	624906	510824	苍溪县	779094
510131	蒲江县	249236	510902	遂市中区	1292006
510132	新津县	277236	510921	蓬溪县	1228392
510181	都江堰市	544668	510922	射洪县	981320
510302	自流井区	178317	511001	内直周	0
510303	贡井区	131701	511011	东兴区	951112
510304	大安区	318284	511022	乐至县	874877
510311	沿滩区	363049	511023	安岳县	1508156
510321	栄 县	879518	511024	威远县	726747
510322	富顺县	1138911	511025	资中县	1270788
510402	攀东区	276619	511026	资阳县	1026876
510403	攀西区	125309	511027	简阳县	1400146
510411	仁和区	199680	511028	是昌劉	737716
510421	米易县	182444	511102	乐市中区	195786
510422	盐边县	132483	511111	沙湾区	213650
510521	泸 县	1427980	511112	五通桥区	325549
510522	合江县	828088	511121	仁寿县	1495848
510523	纳溪县	488440	511122	眉山县	765445
510524	叙永县	612467	511123	犍为县	564252
510525	古蔺县	680472	511124	井研县	418633
510602	德市中区	777783	511126	夹江县	343423
510622	绵竹县	508698	511127	洪雅县	329669
510623	中江县	1382559	511128	彭山县	301476
510625	什邡县	416151	511130	青神县	199404
510628	罗江县	-	511131	丹校县	156352
510681	广汉县	541365	511181	峨嵋山市	402157





512501 512527 512528 512529 512530 512531 512533 512535 512903 512904 512905 512906 512922	宜宜南江长高珙屏阆顺嘉高南芹宾宾溪安宁 山中庆陵坪部山市县县县县县县县县市区区区县县市	688104 932868 385869 483951 401337 473988 374370 238588 869341 534902 632157 544627 1267180 866498		513433 513625 513626 513627 513628 513702 513723 513725 513728 513731	冕通南巴平华岳广武邻宁江江中昌蓥池安胜水县县县县县县市县县县县	278599 663531 569575 1143254 803501 344942 1066582 1118990 761267 853390
512924	营山县					
512926	蓬安县	654306				
512927	仪陇县	946516		٠.		
512929	西充县	661707 296506	. •			
513001	达川市 达 县	1253270				
513021	运 定汉县	1099820				
513022 513023	五汉去	507097				
513023	万源县	512892		•.	•	
513024	大竹县	999857				
513029	漢 县 人口云	1302201				
513101	雅安市	298410		•		
513122	名山县	253694		٠,		
513124	汉源县	328383				
513125	石棉县	115180				
513128	宝兴县	51567	•			•
513225	南坪县	51945				
513228	黑水县	57732	•			
513229	马尔康县	57898				
513230	壤塘县	30023				
513324	九龙县	43445			•	•
513329	新龙县	40015				
513331	白玉县	39194				
513332	石渠县	59105				
513336	乡城县	23956				
513401	西昌市	471848				
513424	德昌县	166634				
513426	会东县	335617		•		

M

Z.

最终申请药品、材料、设备清单

- 1. 申请药品、材料、设备
- (1)涂阳患者及重症涂阴患者治疗(DOTS)用抗结核病药物、自聚注射器、注射用水
 - ①初治患者用 异烟肼、利福平、吡嗪酰胺、乙胺丁醇
 - ②复治患者用 异烟肼、利福平、吡嗪酰胺、乙胺丁醇、链霉素
- (2)显微镜
- ①查痰用
- ②培训用
- (3)DOTS 教育宣传活动用资料
- 2. 申请药品、材料、设备的数量

申请药品、材料、设备的数量在 2000 年 11 月 27 日开始的第 2 次现场调查时最终确认。





日本无偿资金援助的制度

- 1. 无偿资金援助的实施程序
- (1) 我国的无偿资金援助(无偿)按照如下程序进行。

第一阶段的「申请」,日本国政府(外务省)根据受援国提出的申请书,研究其做为无偿资金援助的适当性,当确认其作为项目的优先度高时,指示 JTCA 进行调查。

第二阶段的调查(基本设计调查)由JICA实施,不过JICA原则上采取与我国咨询公司签订合同的方法进行该调查。

第三阶段的审查和批准,根据第二阶段 JTCA 编写的基本设计调查报告书,日本政府审查该项目作为无偿是否适当,然后提交内阁会议审议。

内阁会议批准的项目在第四阶段由两国政府签署换文后正式决定,无偿援助开始实施。

实施无偿援助时,JICA 就招标、签约手续及其他事项、对受援国政府给予协助。

2. 调查的定位

(1) 调查的内容

JICA 实施的调查(基本设计调查)是调查申请的背景、目的、效果及实施时所必要的维护管理能力等,从技术方面和社会·经济方面验证其适当性,在与受报国政府协商的基础上,双方确认计划的基本构想,同时进行基本设计和概算事业经费,其目的在于为日本政府提供作为无偿援助批准本计划所需的基础材料(判断材料)。

当然,申请的内容并不全部成为援助的对象,而是考虑我国无偿援助的方式等, 确认计划的基本设想。

另外,作为无偿援助实施本项目时,我国从寻求受援国自主努力的立场出发,要求受援国采取必要的措施,即使该措施超过主管实施机构所管辖的范围,也向该机构要求保证实施该措施,最后以各忘录的形式确认与对方政府相关的所有机构。





(2) 咨询公司的选定

关于实施调查时与签署换文决定后的咨询公司的签约,为了保证基本设计调查和详细设计业务在技术上的连贯性,JICA 向受接国推荐从事基本设计的咨询公司。

3. 无偿资金援助的方式

(1) 什么是无偿资金援助

无偿资金援助是不要求受援国有偿还义务而向其提供资金援助,根据我国的有关法规,按照以下原则提供为采购有利于受援国自身的经济·社会发展计划的设施、材料器材及服务(技术和运输等)所必要的资金,我国不采取直接采购材料·器材、设备等以实物提供的方式。

(2) 签署换文

实施无偿援助时需要政府之间达成协议·签署换文(E/N)。在 E/N 中确认该项目的目的、援助期限、实施条件、援助限领等。

(3) 援助期限

「援助期限」在我国内阁会议决定的实施会计年度内。在此期间必须完成从签署换文到与咨询公司及承包单位签约,直至最终付款的全部工作。

但是,如因气象等不可抗力的原因造成的运输、安装、施工等的延误,根据两国间的协议可延长一年(一个财政年度)。

(4) 利用赠款所采购的产品及雇佣的劳务,原则上应合理的且专门的购买日本国及受援国的产品以及日本国民的劳务。这里所说的「日本国民」指日本国的自然人或其文配的日本国的法人。

此外,两国政府认为有必要时,赠款也可用于购买第三国(除日本国和受报国以外)的产品和运输等劳务。但是,本着无偿援助的原则,实施赔款时所需的主要承包人,即咨询公司、施工公司及采购公司仅限于「日本国民」。

(5)「认证」的必要性

受撄国政府或政府指定的当局与「日本国民」之间应签订以「日元」支付的合同,



Z,

并且有必要由日本政府「认证」。「认证」是因为赠款资金的来源是日本国民的税金。

(6) 要求受援国采取的措施

实施无偿援助时要求受援国政府采取下列措施。

- 1) 实施建设设施的项目时,落实建设设施所需的土地,并平整用地。
- 2) 平整用地时,应进行配电、供水、排水及其他附带设施的整备、施工等。
- 3) 对于提供材料器材的项目,应确保必要的建筑物等。
- 4) 原则上应确保赠款所购入的产品的港口卸货、报关及国内运输等所产生的经费负担、并确保迅速实施。
- 5) 根据已认证的合同,采购的产品及劳务中,应免除向日本国民征收关税、国内税及其他财政税收。
- 6) 对根据已认证的合同而提供的日本国民的劳务,为其履行工作而入境及逗留提供必要的便利。

7)「合理使用」

为实施该计划应合理且有效的维护、使用利用赠款建设的设施和购买的器材,并确保为此所需的人员等。并且,除了赠款所负担的经费以外,还应负担实施计划所需的维护·管理费等所有经费。

8)「再出口」

利用赠款购买的产品不得从受拨国再出口。

9) 银行协定

- a) 受援国政府或「受指定的当局」必须在日本国内的外汇认定银行开设受援 国政府名义的帐户。日本国政府根据认证的合同,将受援国政府或受指定 的当局用于偿还所承担债务的资金用「日元」汇入上述帐户,以此实施赠 款。
- b)「银行」根据受援国政府或受指定的当局发行的「支付授权书」,向日本政府提交附款通知单时,日本政府实施缴付。



日中两国政府的主要分担事项

	负担事项		+ =
1	根据银行协定(B/A)的手续费	日本	中国
"	①付款授权通知(A/P)手续费		
	②付款的手续费		0
2			
	②负担港口卸货和报关的相关经费,并督促迅速办理手续。③用赠款采购的产品到计划对象省会的国内运输的相关	•	9
	经费	•	
	④用赠款采购的产品在计划对象省内的国内运输的相关 经费		•
3	有关本项目器材的装备以及日本国民所提供的劳务,免除或返还关税、国内税及其他的财政赋款。		69
4	对根据已认证的合同而提供的日本国民的劳务,为其履行工作而入境及逗留提供必要的便利。		•
5	为实施该计划,合理且有效地使用、维护和管理利用赠款 所购买的器材所需的费用		6
6	无偿资金援助提供的赠款以外的,为安装购入器材所需的 其他费用		9





中華人民共和国 貧困地域結核抑制計画基本設計調査 協議議事録

日本政府は、中華人民共和国の要請に基づいて、「中華人民共和国貧困地域 結核抑制計画」(以下、計画という)に関する基本設計調査の実施を決定し、 その実施を国際協力事業団に委託した。

国際協力事業団は、外務省経済協力局無償資金協力課徳川浩一を団長とする 基本設計調査団(以下、調査団という)を2000年11月12日から11月18日まで中華人民共和国に派遣し、中華人民共和国政府関係者(以下、中国側という) と協議するとともに、現地調査を実施した。

協議及び現地調査の結果、双方は附属書に記述された主要事項について確認 した。本調査団は引き続き現地調査2を実施し、基本設計調査報告書をとりま とめる予定である。

本議事録は、本文と附属書から構成され、日本文、中国文それぞれ2部作成し、日中双方の合意のもとに署名され、各関係機関が各1部所有し、ともに同等の効力を有するものである。

2000年11月16日 北京にて

日本国 国際協力事業団 基本設計調査団長 徳川 浩一

德川治一

中華人民共和国 衛生部 国際合作司長 劉 培龍

附属書

1 計画の目的

中国政府は、2010年までに 400万人の結核患者を治癒させるため、全国で直接監視下短期化学療法(以下、DOTS という)による結核対策を推進することとした。本無償資金協力は、この中国側の進める計画の実施にあたり、経済的に困難な8省4自治区における DOTS 戦略の新たな導入を支援することを目的とする。

2 対象地域

本計画の対象地域は、8省4自治区(河南、雲南、貴州、広西、山西、陝西、 青海、内モンゴル、チベット、四川(別添1の地域を除く)、安徽、江西)で ある。

- 3 責任機関及び実施機関
- 3-1 責任機関 中華人民共和国対外貿易経済合作部
- 3-2 実施機関 中華人民共和国衛生部

4 要請内容

本調査団との協議を通じ、中国側から最終要請された機材の内容は別添2のとおりである。

5 協力の基本方針

国際協力事業団(以下、JICAという)は今後の現地調査及び国内解析により、これら要請内容の妥当性を検証し、無償資金協力として適切と判断した場合、日本政府にその承認を推薦する。ただし、本計画の計画機材の供与対象省、品目、数量については、最終的には日本における解析作業及び日本政府の本計画に係る予算を考慮して決定される。

6 日本の無償資金協力の仕組み

調査団は、別添3に示した日本の無償資金協力の仕組みをあらためて説明し、 中国側はこれを充分に理解した。また中国側は、本計画に対する無償資金協力 が実施された場合、協力の円滑な実施のために別添4に記載されたとおり、中 国側が行うべき必要な措置を理解しまたそれを行うことを表明した。



W

7 調査の予定

7-1 引き続き、2000年11月27日から現地調査2を派遣し、地方の実施体制、調達方法等につき調査する。

7-2 JICAは基本設計調査報告書を作成し、これを 2001 年 4 月頃中国側に送付する。

8 その他の協議事項

8-1 調達機材の使用

中国側は、本計画実施により調達される資機材の活用にあたっては、DOTS 戦略にもとづき使用することに同意した。

8-2 実施体制

中国側は、本計画の実施により調達される資機材を有効活用するために必要とされる実施体制を早急に構築し、施設の整備、人員の確保、人員の研修、検査費、管理費、監督指導費、維持管理費用等の必要な経費を確保するとともに、DOTS 実施に伴う患者負担が生じないよう可能な限り努力することに同意した。

8-3 技術協力

対象地域における DOTS による結核対策の効果的な実施及び評価のため、中国側は結核対策分野の日本人専門家の派遣、日本での研修員受け入れの必要性を指摘した。また、中国側は、この技術協力についての正式要請は在中国日本大使館の外交ルートを通じて行われなくてはならないことを理解した。

8-4 他機関との連携

本計画の実施にあたっては、WHO の技術面での関与を双方が依頼することを確認した。

8-5 提出資料

- ① 中国側は、第1年次対象県リスト(人口、結核の状況含む)を現地調査2 の滞在期間中に調査団に提出する。
- ② 中国側は、WHO の技術協力のもと具体的な実施計画を作成し、2月上旬までに JICA 中国事務所に提出する(第1年次最終対象県リスト含む)。
- ③ 中国側は、本計画実施により調達される資機材の使用状況について取りまとめ、日本側に提出する。

8-6 中国国民への啓発・広報

日本側は、本計画が日本の無償資金協力により実施されることについて、より広く中国地域住民の認識を得るため、本計画により調達される抗結核薬等の包装に日本からの援助である旨を表示すること、またその他中国側が必要な啓発・広報活動を行うことを強く求め、中国側はこれに同意した。



2

8-7 増値税

日本側は、中国側に対し、本計画の実施により調達される資機材購入等にかかる増値税について、還付のための適切な手続きを行う必要性を説明した。

別添1 四川省の現行世界銀行プロジェクト対象地域

別添2 要請機材リスト

別添3 日本の無償資金協力の制度

別添4 日中両国政府による主な負担事項



R

四川省 世界銀行対象地域

510104	锦江区	386648	510702	涪城区	443737
510104	青羊区	439337	510703	游仙区	462620
510105	金牛区	445020	510722	三台县	1433491
510103	武侯区	364686	510723		617828
510108	成华区	444635	510724	安县	480643
510112	龙泉驿区	378106	· 510725	梓潼县	383428
510113	背白江区	380687	510726	北川县	157521
510121	金堂县	813156	510727	县紅平	183491
510122	双流县	860536	510781	江油市	829779
510123	温江县	264950	510802	八市中区	467962
510124	郭 县	420348	510811	元坝区	206671
510125	新都县	541003	510812	朝天区	194170
510126	彭州市	748823	510821	旺苍县	429941
510128	崇州市	628003	510822	青川县	213112
510129	大邑县	479998	510823	剑阁县	627182
510130	邛崃市	624906	510824	苍溪县	779094
510131	蒲江县	249236	510902	遂市中区	1292006
510132	新津县	277236	510921	蓬溪县	1228392
510181	都江堰市	544668	510922	射洪县	981320
510302	自流井区	178317	511001	内直属	Ü
510303	贡井区	131701	511011	东兴区	951412
510304	大安区	318284	511022	乐至县	874877
510311	沿滩区	363049	511023	安岳县	1508156
510321	荣 县	879518	511024	成远县	726747
510322	富顺县	1138911	511025	资中县	1270788
510402	攀东区	276619.	511026	资阳县	1026876
510403	攀西区	125309	511027	简阳县	1400146
510411	仁和区	199680	511028	隆昌县	737716
510421	米易县	182444	511102	乐市中区	495786
510422	盐边县	132483	511111	沙湾区	213650
510521	泸 县	1427980	511112	五通桥区	325549
510522	合江县	828088	511121	仁寿县	1495848
510523	纳溪县	488440	511122	眉山县	765445
510524	叙永县	612467	511123	犍为县	564252
510525	古蔺县	680472	511124	井研县	418633
510602	德市中区 2015年	777783	511126	夹江县	343423
510622	绵竹县	508698	511127	洪雅县	329669
510623	中江县	1382559	. 511128	彭山县	301476
510625	什邡县	416151	511130	青神县	199404
510628	罗江县	# 1 4 F + -	511131	丹梭县	156352
510681	,广汉县	541365	511181	峨嵋山市	402157

512501 512527 512528 512529 512530 512531 512533 512535 512903 512904 512905 512906 512922 512924 512926 512927 512929 513001 513021 513022 513023 513024 513029 513020 513101 513122 513124 513125 513128 513228 513228	宜宜南江长高珙屏阆顺嘉高南营蓬仪西达达宣开万大渠雅名汉石宝南黑马宾宾溪安宁 山中庆陵坪部山安陇充川 汉江源竹 安山源棉兴坪水尔市县县县县县县市区区区区县县县县县市县县县县县县县县县县县县县县县县县县县县	688104 932868 385869 483951 401337 473988 374370 238588 869341 534902 632157 544627 1267180 866498 654306 946516 661707 296506 1253270 1099820 507097 512892 999857 1302201 298410 253694 328383 115180 51567 51945 57732	5 5 5 5 8	513433 513625 513626 513628 513702 513723 513725 513728 513731	冕通南巴平华岳广武邻宁江江中昌蓥池安胜水县县县县县县市县县县县	278599 663531 569575 1143254 803501 344942 1066582 1118990 761267 853390
	,					
	—					
513228	点小云 马尔康县	57898·			•	
513230	马尔 <u>森云</u> 连塘县	30023				
513324	九龙县	43445				
513329	新龙县	40015				
513331	县走白	39194				
513332	石渠县	59105				
513336	乡城县	23956				
513401	西昌市	471848				
513424	徳昌县	166634				
513426	会东县	-335617		•		
	-					



al

最終要請機材リスト

- 1. 要請機材
- (1) 塗抹陽性患者及び重症塗抹陰性患者治療 (DOTS) 用抗結核薬、オートディスエーブル注射器、溶解液

 - ②再治療患者用 イソニアジド、リファンピシン、ピラジナミド、エタンプトール、ストレ プトマイシン
 - (2) 顕微鏡
 - ①喀痰検査用
 - ②研修用
 - (3) DOTS 啓発活動用資料
- 2. 要請機材の数量

要請機材の数量は、2000 年 11 月 27 日からの現地調査 2 において最終的に確認する。



日本の無償資金協力の仕組み

1. 無償資金協力実施の手順

(1)我が国の無償資金協力(無償)は次のような手順により行われる。

第一段階である「要請」は被援助国から提出された要請書を基に日本国政府(外務省)は無償としての妥当性を検討する中で、案件としてのプライオリティが高いことが確認された場合には、JICAに対して調査の指示を行う。

第二段階である調査(基本設計調査)は JICA が実施するが、JICA は原則としてこの調査を我が国のコンサルタントとの契約によって行う。

第三段階の審査と承認は第二段階で JICA が作成した基本設計報告書を基に 日本政府がそのプロジェクトが無償として適当であるかを審査した上、閣議請議を行 う。

閣議によって承認されたプロジェクトは第四段階で両国政府による交換公文の署名によって正式決定に至り、贈与が実行に移される。

贈与の実行に際して、JICA は入札・契約手続き、その他の事項につき被援助国 政府に協力を行う。

2. 調査の位置付け

(1)調査の内容

JICA が実施する調査(基本設計調査)は要請の背景、目的、効果並びに実施に必要な維持管理能力等を調査し、その妥当性を技術面と社会・経済面で検証を行い、被援助国政府と協議の上、計画の基本構想を双方で確認し、併せて基本設計と概算事業費の積算等を行うものであるが、その目的はあくまでも日本政府が無償として承





認するに当たっての基礎的資料(判断材料)に位置付けられる。

なお、当然のこととして、要請された内容が全て協力の対象となるのではなく、我が国の無償のスキーム等を勘案し、基本構想が確認される。

また、無償として実施するに当たって、我が国は被援助国側の自助努力を求める立場から被援助国にも必要な措置を求めており、この措置が実施を担当する機関以外の所管事項である場合であってもその実施の担保を求めるものであり、最終的には先方政府の関係する機関全てとの確認をミニッツにより行う。

(2)コンサルタントの選定

調査の実施に際してE/Nにより決定された後のコンサルタントの契約については、基本設計調査と詳細設計業務の技術的一貫性を保つ必要性から、JICA は当該のコンサルタントを被援助国政府に推薦する。

3. 無償資金協力のスキーム

(1)無償資金協力とは

無償資金協力とは被援助国に返済義務を許さないで資金を供与する援助で被援助国が自国の経済・社会の発展のための計画に役立つ施設、資機材及び役務、(技術あるいは輸送等)を調達するのに必要な資金を我が国の関係法令に従って、以下のような原則により贈与するもので、我が国が資材・機材、設備等を直接に調達して現物供与する形態はとっていない。

(2)交換公文の署名

無償の実施に当たっては政府間の合意・署名(E/N)が必要である。E/Nでは 当該プロジェクトに係る目的、供与期限、実施条件、限度額等が確認される。

(3)供与期限

「供与期限」は我が国の閣議決定の行われた会計年度内とする。この間、E/N の署名からコンサルタント及びコントラクター等との契約を経て、最終的な支払いを含めて全てを終了しなくてはならない。

但し、天候等止むを得ない事情により搬入、据付、工事等が遅延した場合には



PN)

両国間の協議により一年間(一財政年度)の延長が可能である。

(4)贈与によって調達される生産物及び役務は原則として日本国及び被援助国の生産物並びに日本国民の役務を購入するために適正に、かつ、専ら使用される。ここでいう「日本国民」という語は日本国の自然人又はその支配する日本国の法人を意味する。

なお、贈与は両国政府が必要と認める場合には第三国(日本国及び当該国以外)の生産物の購入あるいは輸送等の役務の購入にも使用することが可能である。但し、無償の原則により、贈与を実施するに当たって必要とするプライムコントラクター、即ち、コンサルタント、施工業者及び調達業者は「日本国民」に限定される。

(5) 「認証」の必要性

当該国政府又は政府が指定する当局が行う「日本国民」との契約は「円貨建」 で締結され、かつ、日本政府による「認証」を必要とする。「認証」は贈与財源が日本国 民の税金であることによる。

(6)被援助国に求められる措置

無償が実施されるに際して当該国政府は以下のような措置が求められる。

- 1)施設案件の実施に当たっては施設の建設に必要な土地を確保し、かつ、用地の整地を行うこと。
- 2) 用地の整地を行うに際しては、併せて、用地までの配電、給水、排水、その他の付随的な施設の整備、工事等を行うこと。
 - 3) 資機材等の案件については、必要な建物等が確保されること。
- 4) 原則として贈与に基づいて購入される生産物の港における陸揚げ、通関及 び国内輸送等に係る経費の負担と速やかに実施されることの確保。
 - 5) 認証された契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本国民に課せ



RV

られる関税、内国税及びその他の財政課徴金を免除すること

6) 認証された契約に基づいて供与される日本国民の役務について、その作業 の遂行のための入国及び滞在に必要な便宜を与えること。

7)「適正使用」

贈与に基づいて建設される施設及び購入される機材が、当該計画の実施のために適正かつ効果的に維持され、使用されること並びにそのために必要な要員等の確保を行うこと。また、贈与によって負担される経費を除き計画の実施のために必要な維持・管理費等全ての経費を負担すること。

8)「再輸出」

贈与に基づいて購入される生産物は当該国より再輸出されたはならない。

9)銀行取り決め

- a) 当該国政府又は「指定された当局」は日本国内の外国為替公認銀行に 当該国政府名義の勘定を開設する必要がある。日本国政府は認証された契約に基 づいて当該国政府若くは指定された当局が負う債務の弁済に元てるための資金を右 勘定に「日本円」で払い込むことにより贈与を実施する。
- b) 日本政府による払い込みは当該国政府又は指定された当局が発行する 「支払い授権書」に基づいて「銀行」が支払い請求書を日本国政府に提出した時に行 われる。



RV.

日中両国政府による主な負担事項

	負担事項	日本	中国
1	銀行取極 (B/A) に基づく手数料		
	①支払授権書(A/P)発給手数料		6
	②支払手数料		•
2	①贈与に基づいて購入される生産物の日本から中国	9	
Ì	までの輸送		
	②港における陸揚げ、通関に係る経費の負担と、迅		
	速な手続き促進		
	③贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省ま	• 😂	1
	での国内輸送に係る経費		 2 2
	④贈与に基づいて購入される生産物の計画対象省以		•
	降の国内輸送に係る経費		}
3	契約に基づき調達される生産物及び役務のうち日本		6
}	国民に課せられる関税、内国税及びその他課徴金の	ļ	
1	免除もしくは還付		}
4	認証された契約に基づいて供与される日本国民の役		€
	務について、その業務の遂行のための入国及び滞在		
}	に必要な便宜供与		
5	贈与に基づいて購入される機材が、当該計画の実施		0
	のため適正かつ効果的に使用され、維持管理される	1	
	ために必要な費用		
6	無償資金協力により供与される以外で、調達機材の		•
	据え付け等に必要となるその他の費用		



R